

仕 様 書

1 件 名

現場要員用動画転送装置ネットワーク構築

2 目 的

本件は、第五管区海上保安本部が実施する G20 大阪サミット警備において使用する、現場要員用動画転送装置を用いた海上警戒に供する映像伝送ネットワークの設計・構築、及び初期設定作業の実施を目的とするものである。

3 履行期間

契約の日から令和元年 7 月 10 日まで

- (1) 大阪府咲洲庁舎での作業は、6 月 3 日以降とする。
- (2) S I M回線、V P N回線の開通は、6 月 3 日とする。
- (3) ネットワーク構築後の動作確認は、6 月 18 日までに完了すること。
- (4) 納入成果物は、7 月 10 日までに提出すること。

4 設置場所

- (1) 大阪府大阪市住之江区南港北 1-14-16
大阪府咲洲庁舎
- (2) 官が別途指示する巡視船艇
(契約後受注者に開示する)

5 一般共通事項

(1) 現場の安全管理

関係法令等を遵守し、事故防止に努めるとともに万一事故が発生した場合は、速やかに適切な処置を取り、その経緯を直ちに監督職員に報告すること。

(2) 疑義の解決

受注者は、本仕様書について疑義が生じた場合は監督職員と協議し、その指示に従うこと。

(3) 後片付け

作業終了後は、速やかに現場の後片付け及び清掃を行うこと。

(4) 閲覧物

- ① 閲覧物は、図面及び資料のみとする。
- ② 契約前にあっては、保安上の理由のため閲覧のみとする。
- ③ 閲覧希望日時、閲覧者の所属、氏名、住所、電話番号を記入した申請書を提出し許可を得ること。
- ④ 申請の受付及び閲覧に際しては、閲覧者の身分を証明する証票等により海上保安庁担当官が本人確認を行う。

- ③ 申請の受付及び閲覧時間については、平日10時から17時までとする。
- ④ 閲覧の許可は、申請者に対し電話又は口頭にて通知する。
- ⑤ 閲覧中は、検査職員等の指示に従うこと。
- ⑥ 資料の複写、持ち出しは許可しない。本作業以外の目的による閲覧は許可しない。

6 映像伝送ネットワークの設計及び構築、初期設定作業

映像伝送ネットワークを構成する機器は以下を想定しており、以下の①から④は受注者に対し支給する。

- ① モバイルカメラG-MOX50KH（61式）
- ② 現地指揮部用映像、位置表示管理装置（4式）
- ③ 巡視船艇等用映像、位置表示確認装置（27式）
- ④ 各装置間を接続するネットワーク機器及び通信回線（アクセス回線）

(1) 設計

映像伝送ネットワークの設計にあたっては、G20大阪サミット警備の終了後、平成31～32年度に実施される東京オリンピック・パラリンピック（プレ大会、本大会）でも使用することを想定していることから、構成機器が増えた場合にも対応できる柔軟性のある設計を行うこと。

- ① 受注者は、下記示す区間の1日あたりの伝送容量を計算し、必要となるアクセス回線と品目を示すこと。
 - イ モバイルカメラ～回線事業者が提供する通信網
 - ロ 回線事業者が提供する通信網～位置表示管理装置間のアクセス回線
 - ハ 位置表示確認装置～回線事業者が提供する通信網
- ② 受注者は、前期①イ～ハに示す各区間は情報漏えいを防ぐため閉域接続を実現すること。
- ③ 受注者は、悪意ある第三者等による配信情報閲覧を防止するために、通信の暗号化処理として、AES128/256bitと同等またはそれ以上の強度のものを採用すること。
- ④ 受注者は、6-1項(1)～(3)に掲げた機器以外の装置が使用できないよう機器登録により接続できる仕組みを設けること。

(2) 環境測定

契約後受注者に対し、運用予定エリア図を開示するので、速やかに下記の事前調査を実施すること。

- ① モバイルカメラの運用予定エリアにおける通信環境。
- ② 映像、位置表示確認装置の運用予定エリアにおける通信環境。

(3) 初期設定

- ① モバイルカメラ（通信用 SIM 回線の設定を含む）の事前設定及び単体での動作確認を実施すること。
- ② 現地指揮部用映像、位置表示管理装置（閉域回線ルーターの回線設定を含む）4 式の事前設定及び単体での動作確認を実施すること。
閉域回線ルーターは受注者手配とする。
- ③ 巡視船艇等用映像、位置表示確認装置（モバイルルーター回線の設定を含む）27 式の事前設定及び単体での動作確認を実施すること。
モバイルルーターは受注者が手配とする。
- ④ 前記①～②を全てネットワーク経由で接続した状態での接続動作確認と所要の調整作業を実施すること。

(4) 設置

4 項目で示す各設置場所に「モバイルカメラ」、「現地指揮部用映像、位置表示管理装置」及び「巡視船艇等用映像、位置表示確認装置」を設置し正常動作の確認を行うこと。

また、取扱者に対し操作方法の説明を実施すること。

(5) 納入成果物

受注者は本件作業の履行完了後、遅滞なく下記に示す納入成果物を 1 部提出すること。

- ① ネットワーク構成図（6 項（1）関連）
- ② 運用予定エリアにおける通信環境試験結果（6 項（2）関連）
- ③ 支給品に導入した設定及びパラメータシート（6 項（3）関連）

7 セキュリティ

- (1) 請負者は、本仕様書に基づく作業の実施中、装置へのコンピュータウイルス感染等の防止に万全を期し、万が一ウイルスに感染又は感染が予想されるような挙動を認めた場合は、その被害を最小限に止めるとともに、監督職員に直ちに報告のうえコンピュータウイルスの駆除、再発防止策等適切な措置を行うこと。
- (2) 請負者は、障害により本装置の一部又は全部の交換が必要になった場合において、これらを当庁から持ち出そうとする場合、事前に本装置に含まれる電子データ等をいかなる方法でも、元の電子データが復元できないよう処置すること。ただし、困難な場合については、監督職員と協議すること。

8 経費の負担

本仕様書に基づく作業の実施において、官給品以外に必要な機材及び消耗品等、その他本仕様書に基づく作業に必要な経費は、すべて受注者が負担すること。

9 補償

受注者は、故意若しくは過失を問わず、作業に当たって導入した機器及び代替機等に起因して本装置に障害が発生した場合、また、本装置を毀損した場合は、全て受注者の負担により、現状に復旧させること。

10 報告書の作成

受注者は、本仕様書に基づく作業を実施した際は、受注者が準備できる様式により、作業概要等を記載した報告書を1部作成の上、監督職員に提出すること。

11 秘密の保持

- (1) 受注者は、本仕様書に基づく作業で知り得た情報並びに当庁から提供された当庁に関する情報のうち、既に公となっているものを除き、第三者に開示・漏洩してはならない。
- (2) 受注者は契約締結後、監督職員から求めがあった場合、秘密情報の保全管理体制が整備されている書類、若しくは、当該保全管理体制が国際標準規格に準拠していることを示す証書等を監督職員に提出すること。
なお、その提出内容に変更が生じた場合、若しくは更新を行った際もその都度提出すること。

12 入退室管理

受注者は、当庁の管理する施設に出入りする場合は、当庁が定める規則等の手続きに従わなければならない。なお、この場合において、自らの身分を証明する証票等を携行しなければならない。

13 法令遵守（コンプライアンス）

- (1) 受注者は、本仕様書に基づく作業を行う場合は、常に作業場所を整理、整頓し、安全に留意して事故防止に努めるとともに、労働基準法及び労働安全衛生法を遵守して安全の徹底を図らなければならない。
- (2) 受注者は、本仕様書に基づく作業遂行により知り得た個人情報について行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を遵守して、その内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- (3) 受注者は、本仕様書に基づく作業遂行により知り得た情報は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律を遵守して、不正アクセス行為を助長する行為を行ってはならない。
- (4) 本仕様書に基づく作業により発生した不用部品等は、関係法令を遵守して適正に処理すること。
- (5) 受注者は、その他関係法令及び規則に違反してはならない。

14 第三者が権利を有する著作物の使用

本仕様書に基づく作業により使用する全てのプログラム、データベース、

図面仕様、各種設計書、マニュアル、その他のものに第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、受注者は当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾に関する一切の手続きを行うものとする。

この場合において、同人は当該費用の負担又は手続きについて事前に監督職員に通知するものとする。

15 知的財産権侵害に関する対応

本仕様書に基づく作業により使用する全てのプログラム、データベース、図面仕様、各種設計書、マニュアル、その他のものに関し、第三者の著作権、その他の権利を侵害しているとして、第三者との間に疑義あるいは紛争が生じた場合には、請負者は自らの費用及び責任によりこれを解決するものとする。

16 その他

(1) 第三者に対する損害賠償責任

請負者は、本仕様書に基づく作業の遂行にあたり、同人の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、同人の責任において賠償しなければならない。

(2) 電気、回線料

本件作業にかかる、現場での映像伝送ネットワーク構築に必要となる電力、アクセス回線の使用料は官で負担する。

(3) 障害対応

本整備で設定した機器等について、発注者の運用開始から平成31年6月30日までの間で、障害が生じた場合は現場において初期対応を行うこと。

その際、金額の増減が発生する場合は協議を行う。

(4) 支払条件

支払は全ての作業の履行完了後、業務完了報告書1部を作成提出し、検査職員が受理・確認後、支払うものとする。

(5) 本件に関する窓口を次のとおりとする。

第五管区海上保安本部 総務部情報通信課

電話 078-391-6551(内線 2421)